

ルーマニアの運転免許制度概要

1. 運転免許行政機関名

(1) 国の機関

(ルーマニア語) Ministerul Afacerilor Interne,
Direcția Regim Permise de Conducere și Înmatriculare a Vehiculelor
(英語) Ministry of Internal Affairs,
Directorate for Driving Licenses and Vehicles Registration
(日本語) 内務省運転免許・車両登録局

(2) 地方の機関

(ルーマニア語) Serviciile Publice Comunitare Regim Permise de Conducere și
Înmatriculare a Vehiculelor (afiliate la prefecturi)
(英語) Public Community Services for Drivers' Licenses and Vehicle
Registration Certificates (in each prefecture)
(日本語) 運転免許・自動車登録課（各県庁にあり）

2. 運転免許の種別と免許証の様式

(1) 運転免許の種別

添付の様式-A 参照。

(2) 当該運転免許で運転できる自動車の種類

添付の様式-A 参照。

(3) 自動車の種類についての説明

添付の様式-B 参照。

(4) 運転免許証への記載事項

添付の様式-A 参照。

(5) 運転免許証の偽造防止対策（運転免許の種別ごと）

添付の様式-A 参照。

3. 運転免許証の有効期間

(1) 受験資格（運転免許の種別ごと）

添付の様式-A 参照。

(2) 有効期間の例外と運転免許証への記載事項

例外なし。様式 A に記載されている 5 年間と 10 年間の有効期間のみ。

4. 運転免許試験

(1) 受験資格（運転免許の種別ごと）

添付の様式-A 参照。

(2) 試験の内容と実施方法（例：筆記試験、適正試験（資格試験を含む）及び路上での実技試験を実施。指定された自動車教習所において一ヶ月間教習を受けた者は実技試験を免除等）

→受験しなければならない者：イ)初めて運転免許証を取得しようとする者，ロ)持っている運転免許以外のカテゴリーの車両を運転しようとする者，ハ)一度免許証が取り消されたものの、法律上の条件を満たしてもう一度運転免許証を取得したい者。

→一般的な条件：年齢，健康の観点からの適正，ルーマニア国内に在住している，自動車学校で教習を受けて運転に関する知識とスキルを十分に有している，関連法令で指摘されている受験できない者ではないこと。

→筆記試験と実技試験が順番に、基本的に別々の日に行われる（同日になる例外もあり）。

→筆記試験はパソコン上でのテスト質問に答える形で行われている。基本的にルーマニア語だが、外国人の場合は英語、フランス語、ドイツ語も可能。

カテゴリー	質問数	最低正解数	時間
AM, A1, A2, A	20	17	20 分
B, B1, C, C1, Tr, D, D1, Tb, Tv	26	22	30 分
BE, C1E, CE, D1E, DE	20	17	20 分

本番の試験の前に、受験者が慣れるため 3 つの模擬質問がある（回答は試験結果に影響しない）。システムは受験者の顔写真を撮る。結果は試験の直後で画面で表示されプリンターによって印字もされる。

質問は交通法、車両運転の基礎知識、交通安全、救急のときの行動等、カテゴリーに合わせて受験者の知識を確認するために用意されている。

→実技試験は以下の通り定められている。

- AM カテゴリー車両の場合：試験センター場内コースでのみ
- A1, A2, A カテゴリー車両の場合：試験センター場内コースでと路上で
- B1, B, BE, C1, C1E, C, CE, D1, D, DE, Tr, Tb, Tv カテゴリー車両の場合：路上で

実技試験では受験者が実際車両を運転する。二輪車と原付以外は試験に使用される車両は特別仕様車（double command）。オートマチックかマニュアルか、車の種類によって受験できる（そのことが免許証に記される）。一度オートマチックの運転免許証を取った者がマニュアルの運転免許証も欲しければ 6 時間の教習運転してから改めて実技試験を受験しなければならない。実技運転時間はカテゴリーによって最低 25 分から最低 45 分。不合格の場合は上記と同じ（15 日後、一年以内再受験可）。

(3) 免許証の発行に要する期間

法律による規定はないが、当局の回答はブカレストでは2時間、他の県では最大平日5日間。持ち主の住所への郵送も可能。

5. 運転免許証の更新と再発行手続き

(1) 更新された免許証の有効期間（運転免許の種別ごと）

添付の様式-A 参照。

(2) 更新の条件

「更新」：新しく5年か10年有効の免許証の発行

「再発行」は紛失・損傷の場合、現行の免許証の期限まで有効な運転免許証の発行の意味で、有効期限は場合によってずっと短い。

→更新について：有効期限内でも、有効期限が切れた後も次のものが必要：現行の免許証（まだ持っている場合）、申請書、身分証明、手数料、運転免許のための健康診断書。代理人申請の場合は、申請人本人の顔写真2枚も必要。本人が出頭して申請した場合は出来上がった新しい免許証は本人が指定した住所に郵送可能。2009年1月1日以降に発行された免許証の更新申請は郵送も可能だが、その場合出来上がった免許証を出向いて受け取りに行かなければならない。また、2009年1月1日以降に発行された免許証の更新申請は電子メールによっても可能ですが、その場合、すべての必要書類をスキャンして送信して申請し、出来上がった運転免許を出向いて受け取る時に、その書類の原本を提出する。

(3) 免許証更新時に代理申請または郵送申請を行う上での条件

→代理申請は、本人の住所がルーマニアにあるが現在外国に行ってしまっている場合に限って認められる。申請の際の必要書類以外は顔写真2枚と、ルーマニア大使館・総領事館で作成された委任状（又は外国の公証人役場などで作成したアポスティューユ付きの委任状）が必要。さらに大使館・総領事館にて本人の署名と写真が真正であることが認証されなければならない。また代理人のID提示も必要。

(4) 運転免許証が失効した際の救済措置

→失効しても上記（3）の方法で新しい免許証の発行が可能。

(5) 運転免許証を紛失した際の再発行手続き

→上記（3）のやりかたで再発行可能。統一申請書で「紛失した」という欄をチェックするのみ。

(6) 運転免許証更新時、再発行時の運転免許証への記載事項

特に記載される事項がない。

6. 外免切り替え

(1) 外免切り替え手続き

→根拠の法令が新しくなりました（内務大臣令 163/2011）。全部で 86 カ国のリストが含まれていて、その国々の当局が発行した運転免許であれば無試験で切替が可能。57 カ国（日本を含む）の場合は、切り替えたい免許証は有効期限内でないといけないという条件がある。

→年齢条件に関して、外国の免許証とルーマニア法令の間で矛盾が出る場合は、ルーマニア法令が優先される。

→必要書類については変更ないが、警察証明（ルーマニアの犯罪経歴証明）が必要。そのほかの必要書類：必要書類：運転免許証（原本＋認証ルーマニア語訳），身分証明（原本＋コピー），外国人の場合は旅券と滞在許可証，「運転免許証の持ち主のフォーム」（定型書式、写真添付のこと），健康診断書（発行権限のある病院等が発行したもの），公証人役場で（刑事）責任を持って行った宣言（内容：切り替えようとする運転免許証は真正なものである，それ以外のルーマニア乃至第三国発行の免許証を持っていない，当局にその免許証の紛失届けを出したことがない，運転の権利が停止されたことがない）及び手数料。代理申請も可能。

（２）外国人に対する例外措置

例外なし。

7. その他

（１）現在の運転免許証の様式が施行された日

→2013 年 1 月 19 日からルーマニアが発行する運転免許証は EU 法令「Directive 2006/126/EC」を根拠にし、国内で内務大臣令 157/2012 に従って発行される。その前に発行された前モデル免許証は有効期限までそのまま使用できる。また 2033 年までは、EU 加盟国発行の免許証である限りは、有効期限が切れた免許証でも切り替えることが出来る。

（２）運転免許取得証明書の発行

発行可能。

（了）